

新型コロナ禍における面会に関する指針

1. 面会に関する基本的な考え方

家族の面会は、入所者を支える上で必要不可欠な交流であり、家族ならではの施しが可能となることから、基本的には面会は自由な形式で行われるべきものであります。

しかし、新型コロナ禍では、重症化ハイリスクの入所者が新型コロナウイルスに感染しないよう、新型コロナウイルスの侵入を徹底阻止しなければならず、新型コロナウイルスが施設内に持ち込まれないようにするための感染防止対策の一環として、入所者への面会を制限しなければなりません。

一方で、新型コロナ禍において面会制限が短期間で終了せず長期化した場合、長きにわたる面会途絶により、利用者(入所者及び家族)の心理面に過度な負担が生じ、入所者のADL並びにQOLに悪影響を及ぼすおそれがあります。

よって、今後は前出のことを踏まえ、自由形式の面会を制限しつつ、新型コロナ禍における生活様式に対応した新たな面会方法による面会を進めてまいります。

2. 新型コロナ禍における面会に関する基本方針

一 「指定面会制」(面会者並びに面会日時の事前決定)

面会実施検討会議体(介護支援専門員、生活相談員、介護職責者、看護職責者等)において入所者の心身状態等をアセスメントした結果、早期に家族の面会が必要であるとの見解に達した場合、家族へ面会を依頼し、後出の「指定面会方法」により、事前に面会日時を調整・決定のうえ面会を実施します。

- ① 指定面会制は、厚生労働省の面会制限通知期間において実施します。
- ② 又、①の通知期間の他、神奈川県及び横浜市における新型コロナウイルス感染拡大状況等を勘案の上、実施します。
- ③ 内閣総理大臣より緊急事態宣言が発令された場合は、面会を中止します。

二 「指定面会方法」

面会可能日：平日、土曜日、日曜日、祝日(但し、生活相談員の対応可能な日)

一日の面会枠は、午前午後共に各1家族とします。

面会日時：事前決定(家族の都合を聴き取り日程調整)

面会人数：1家族2名まで

面会時間：10分程度

面会形式：対面による面会

面会場所：面会場所は、入所者の心身状態や状況等に応じて決定します。

- ・1階玄関口(自動ドアを閉めた状態で扉越しでの面会)
- ・1階玄関前ロータリー(屋外面会、社会的距離2m確保)

- ・1階会議室（窓とドアを開放し常時換気、社会的距離2m確保、飛沫遮断透明ロールスクリーン使用）
- ・施設長が許可した場所

面会同席：面会時の入所者介助及び面会補助として職員1名（生活相談員等）が同席します。

面会手続：1階事務所受付で「健康状態確認シート」に基づいて面会者の健康状態を確認いただき、検温実施後、「面会受付票」へ記入いただきます。

三 指定面会の実施頻度

指定面会制による対面面会は、入所者の心身状態等のアセスメントを踏まえ、且つ、入所者と家族との交流機会の確保を考慮に入れて、適宜、面会実施検討会議を開催して決定します。

指定面会の実施頻度は、早期面会の必要性の高い入所者の状況や新型コロナウイルス感染拡大状況を勘案した上で、入所者一人につき概ね一月～二月に1回程度の頻度を目安に、指定面会制を進めていきます。

四 面会時の留意事項

- ・面会者又は入所者の心身・健康状態が面会に適さないと判断した場合は、当日の面会を中止します。
- ・面会者は面会場所への入室前に「マスク着用」及び「手指の消毒又は手洗い」をお願いします。
- ・面会者は、入所者の身体に直接触れないようお願いします。
- ・面会場所での差し入れや飲食は禁止です。
- ・面会者は、面会時間（10分程度）を守ってご面会ください。
- ・面会後は、その都度面会場所の消毒を実施致します。
- ・面会者は、面会后7日間の間に発熱等風邪症状を発症した場合は、施設へ一報ください。

五「指定面会制」の適用除外による面会

看取り対応時や特変等の緊急やむを得ない場合は、指定面会制は適用せずに面会いただきます。

3. 本指針の周知に関する基本方針

本指針を施設内に掲示し、ご利用者が常時閲覧いただけるように致します。
又、本指針は当法人施設のホームページに掲載致します。

4. 本指針の施行日：令和2年9月15日